

遺族について

組合員又は組合員であった者が死亡した場合には、その者の遺族で一定の範囲の者に対して、短期給付のうち弔慰金及び支払未済金の支給が行われます。

1 遺族の範囲

法で定められている遺族とは、組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母であって、組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者をいいます。

組合員又は組合員であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者とは、当該組合員又は組合員であった者の死亡の当時その者と生計を共にしていた者のうち年額 850 万円以上の収入又は 655 万 5 千円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものです。

子又は孫は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であった者の死亡の当時から引き続き一定の障害の状態にある者に限ります。

組合員又は組合員であった者の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなされます。

2 遺族の順位

(1) 給付を受けるべき遺族の順位は、組合員又は組合員であった者の

- ① 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）及び子
- ② 父母（養父母、実父母の順とする）
- ③ 孫
- ④ 祖父母（養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の養父母の順とする）となります。

(2) 給付を受けるべき遺族に同順位者が 2 人以上あるときは、その給付は、その人数によって等分に支給されます。

※ 給付を支給すべき遺族がいなくときには、当該死亡した者の相続人に支給されます。